

空き店舗の解消&まちづくりの新たなプレイヤーの育成を目指します！

高岡市リノベーション事業者支援事業補助金

補助金の概要

対象者	所有者から賃借した物件を改修し、借り手とマッチングしたうえでサブリースする事業者
対象物件	重点支援区域又は観光地周辺区域にある遊休不動産
対象経費	什器備品の処分費、清掃費 物件改修費（内外装工事、給排水工事、電気工事、解体撤去費 等）
助成金額	【備品処分・清掃】補助率 10/10、限度額 50 万円 【改修工事(単独物件)】補助率 1/2、限度額 150 万円 【改修工事(複数物件)】補助率 2/3、限度額 150 万円×物件数

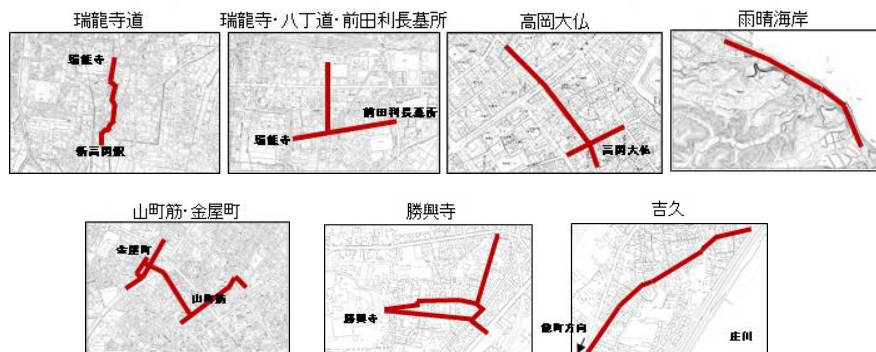
※詳細は裏面をご覧ください

①【重点支援区域】

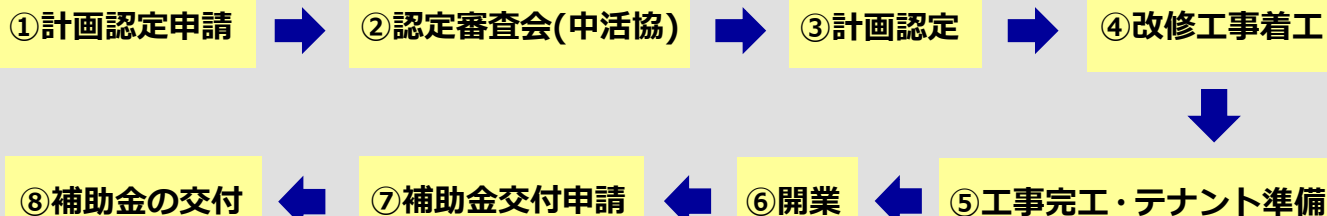


重点支援区域

②【観光地周辺区域】



事業の流れ



計画の認定にあたっては、高岡市中心市街地活性化協議会での審査(プレゼンテーション実施)があるため、認定まで時間がかかる可能性があります。スケジュールに余裕を持って早めの相談・申請をお願いします。

申請書類等は、市ホームページからダウンロードできます。右記 QR コードよりホームページをご確認ください。



お問い合わせ
相談・受付窓口

高岡市産業振興部商業雇用課（高岡市御旅屋町 101 御旅屋セリオ 5F）
TEL：0766-20-1289 FAX：0766-20-1496

高岡市リノベーション事業者支援事業補助金

事業概要	長年活用されていない遊休不動産の活用を推進し、空き店舗等の解消とまちづくりの新たなプレイヤーの育成を図るため、所有者から賃借した物件を改修し、借り手とマッチングしたうえでサブリースする事業者を支援します。	
対象となる遊休不動産	重点支援区域又は観光地周辺区域に存する、次のいずれかに該当するもの。 ・入居のない状態が原則3年以上継続している空き店舗 ・過去に店舗利用されたことがなく、現に人が住んでいない又は使われていない居住用建物	
交付要件	次に掲げる要件を全て満たす必要があります。 ① 市町村税（特別区税を含む。）の滞納が無いこと。 ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。 ③ 同一の補助の対象となる経費について国、県及び市の他の補助金の交付を受けていないこと。 ④ 補助対象物件のサブリース事業を当該物件の改修工事終了後5年以上実施すること。 ⑤ 計画認定申請時点において、サブリース先が決まっていること。サブリースの対象となるテナントが複数ある場合は、テナント総面積の半分以上かつテナント総数の半数以上のサブリース先が決まっていること。 ⑥ サブリース後の対象物件の使用形態が店舗又は事業所であること。 ⑦ サブリースの相手方が開業する店舗等について、対象物件の改修工事終了後5年間は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。（対象物件の改修工事終了後5年経過後にあっても次に掲げる要件を満たしていることを推奨） （ア）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する用途に供するものでないこと。 （イ）公序良俗に違反する用途に供するものでないこと。 （ウ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の用途等に供するものでないこと。 （エ）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の用途等に供するものでないこと。 （オ）特定の政治、宗教、思想等に関連するものでないこと。 （カ）その他、法令等により制限されているものでないこと。	
対象経費	什器備品処分及び清掃	補助対象経費 処分費、清掃費 補助率、補助限度額 補助率：10/10、限度額：50万円
	改修工事	補助対象経費 改修費（内外装工事、給排水工事、電気工事、解体撤去費等） 補助率、補助限度額 【単独物件の場合】 補助率：1/2、限度額：150万円 【複数物件の場合】 補助率：2/3、限度額：150万円 × 物件数

※市ホームページより、申請書類等をご確認ください。